【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（外国金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第七号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国金融商品取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国金融商品取引所の国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（外国金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第七号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国金融商品取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国金融商品取引所の国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の六第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の六第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の六第二項第六号の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の七**　長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限（法第百九十四条の六第二項第六号の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）又は外国証券取引所参加者（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めたときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）